

議案第 117 号

和解することについて

次のとおり伊賀線沿線火災に係る損害賠償請求事件に関し、和解することについて議会の議決を求める。

令和2年9月1日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 相手方



2 事件名 伊賀線沿線火災に係る損害賠償請求事件

3 事件の概要

平成30年2月28日正午頃、伊賀線の桑町駅から猪田道駅までの沿線にある相手方の住宅（倉庫）から発生した火災により、鉄道施設の信号ケーブルの類焼被害を受けた。また、これにより伊賀線を運行する伊賀鉄道株式会社は、同日午後6時55分頃まで、上野市駅と伊賀神戸駅の間で列車を運休し、バス等による代行輸送を行った。

この件で、伊賀市は鉄道施設関係で3,519,651円、伊賀鉄道株式会社は運転、営業関係で469,382円の損害をそれぞれ被ることとなった。

伊賀市及び伊賀鉄道株式会社は、相手方に対して損害賠償を求め協議を行うも、解決に至らなかったため、伊賀市は、公益財団法人三重県市町村振興協会が運営するADR（裁判外紛争解決手続）事業を利用し、令和2年1月14日に申立てを行い、解決を図ることとした。

4 和解条項

(火災の事実等の自認)

第1条 相手方は、伊賀市及び伊賀鉄道株式会社に対し、本件火災により鉄道施設の信号ケーブルを延焼、損傷させ、別紙のと通りの損害を発生させたことを認める。

(和解金)

第2条 相手方は伊賀市に対し、本件火災の和解金として金140万円を、本和解成立後の令和2年10月末日限り、伊賀市の請求書兼納付書により支払う。

(内訳)

930,618円 伊賀市施設関係（仮復旧費及び本復旧費）

469,382円 伊賀鉄道株式会社運転・営業関係

(営業補償費、旅客搬送交通費及び事故処理人件費)

2 相手方及び伊賀鉄道株式会社は、本件火災により伊賀鉄道株式会社に生じた損害が、伊賀市による赤字決算の補填によって平成29年度中に仮に填補されていることから、前項の和解金のうち、伊賀鉄道株式会社運転・営業関係として発生した損害額469,382円について伊賀市が受領することを認める。

(権利放棄)

第3条 伊賀市は、本件火災に関し、その余の請求を放棄する。

(清算条項)

第4条 伊賀市、相手方及び伊賀鉄道株式会社は、本件火災に関し、この契約書に記載したもの以外何らの債権債務のないことを相互に確認する。

(手続費用)

第5条 本件手続費用は、伊賀市、相手方各自の負担とする。